



意(第219条第2項)

別表健康福祉部福祉政策課社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の項第1号

「 福祉政策課 健康福祉センター 」	30 30	を	「 福祉政策課 」	30	「 改め、 回項 」
-----------------------------	----------	---	-----------------	----	---------------------

第3号から第五号までの規定中「健康福祉センター」を「地域振興局」に改め、同表健康福祉部福祉政策課社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号)の項中「第13条第2項第4号」を「第14条第2項第4号」に、「健康福祉センター」を「地域振興局」に改め、同表健康福祉部福祉政策課の項に次のように加える。

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例(平成14年秋田県条例第13号)	生活関連施設適合証の交付(第21条)	地域振興局	7				
--------------------------------------	--------------------	-------	---	--	--	--	--

別表健康福祉部長寿社会課社会福祉法の項第1号中

「 長寿社会課 健康福祉センター 」	30 30	を	「 長寿社会課 健康福祉センター 」	30 30	「 改め、 回項第1号から第8号までの規定中「健 」
-----------------------------	----------	---	-----------------------------	----------	-------------------------------------

「健康福祉センター」を「地域振興局」に改め、同表健康福祉部長寿社会課社会福祉法施行規則の項中「第13条第2項第4号」を「第14条第2項第4号」に、「健康福祉センター」を「地域振興局」に改め、同表健康福祉部福祉政策課社会福祉法(昭和二十二年法律第四十六号)の項第1号中「児童相談所」を「地域振興局」に改め、回項を回項第1号に、「回項」第1号に次のように加える。

1 指定居宅支援事業者の指定(第21条の17第1項)	障害福祉課	21					
----------------------------	-------	----	--	--	--	--	--

別表健康福祉部障害福祉課身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の項を次のように改める。

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)	1 身体障害者手帳の交付(第15条第4項)	障害者相談センター	20	市 町 村	秋田県社会福祉審議会に諮問を要するものにあつては、その期間を除く。
------------------------	-----------------------	-----------	----	-------	-----------------------------------

	2 指定居宅支援事業者の指定(第17条の17第1項)	障害福祉課	21				
	3 指定身体障害者更生施設等の指定(第17条の24第1項)	障害福祉課	21				

別表健康福祉部障害福祉課精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)の項中

年法律第百二十三号)の項中	30	を	30	市 町 村
---------------	----	---	----	-------

に改め、同表健康福祉部障害福祉課精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行

令(昭和二十五年政令第百五十五号)の項中

	20	を	20
--	----	---	----

中 町 村 』に改め、同表健康福祉部障害福祉課精神保健及び精神障害者福祉

に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号)の項中

	30	市 町 村	に改め、同表健康福祉部障害福祉課社会福
--	----	-------	---------------------

祉法の項第1号中

障害福祉課	30	を	障害福祉課	30
健康福祉センター	30			

に改め、同項第1号から第8号までの規定中「健康福祉センター」を「地域振興局」に改め、同表健康福祉部障害福祉課社会福祉法施行規則の項中「第13条第2項第4号」を「第4条第2項第4号」に、「健康福祉センター」を「地域振興局」に改め、同項の次に次のように加える。

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)		障害福祉課	21				
1 指定居宅支援事業者の指定(第15条の17第1項)		障害福祉課	21				
2 指定知的障害者更生施設等の指定(第15条の24第1項)							

別表健康福祉部障害福祉課知的障害者福祉法施行細則(平成十一年秋田県規則第四

十三号)の項を削り、同表健康福祉部障害福祉課秋田県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年秋田県条例第十三号)の項中「福祉事務所」を「地域振興局」に改め、同表健康福祉部子育て支援課児童福祉法の項第1号中「健康福祉センター」を「地域振興局」に改め、同項第1号中「児童相談所」を「地域振興局」に改め、同表

健康福祉部子育て支援課社会福祉法の項第1号中

子育て支援課	30
健康福祉センター	30

子育て支援課	30	に改め、同項第一号から第八号までの規定中「健康福祉センター」を「地域振興局」に改め、同表健康福祉部子育て支援課社会福祉施設
課	15	を
		子育て支援課
	15	地域振興局
		に改め、同表健康福祉部子育て支援課児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の項及び健康福祉部子育て支援課児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）の項中「福祉事務所」を「地域振興局」に改め、同表健康福祉部子育て支援課母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）の項を次のように改める。

母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）	第13条の施行に関する事務	福祉事務所	30	市 町 村		
	(1) 母子福祉資金等の貸付け（第1項（第32条第1項において準用する場合を含む。））					
	(2) 母子福祉資金等の貸付けの継続（第3項（第32条第1項において準用する場合を含む。））	福祉事務所	30	市 町 村		

別表健康福祉部子育て支援課母子及び寡婦福祉法施行令（昭和三十九年厚生省令第二十四号）の項中「第18条第1項（第29条）」を「第19条第1項（第38条）」に改め、同表健康福祉部

子育て支援課秋田県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則（昭和四十年秋田県規則）に改める。

第五十九号）の項中

を

に改め、同表健康福祉部子育て支援課特別児童扶養手当等の支給に関する法律の項及び健康福祉部子育て支援課特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和三十九年厚生省令第二十八号）の項中「福祉事務所」を「地域振興局」に改め、同表健康福祉部健康対策課栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号）の項を次のように改める。

栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）	1 栄養士免許証の書換え交付（第5条第1項）	保健所	5			
	2 栄養士免許証の再交付（第6条第1項）	保健所	5			

別表生活環境文化政策特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）の項中「捕獲好遊類」を「捕獲遊類」に改め、同表生活環境文化政策共同参画課秋田県男女共同参画センター条例

（平成十三年秋田県条例第十六号）の項中「第2条」を「第3条」に改め、同表生活環境文化政策生活衛生課興行場法（昭和二十三年法律第三百二十七号）の項を次のように改める。

興行場法（昭和23年法律第137号）	興行場の経過の許可（第2条第1項）	保 健 所	14			屋外興行場、臨時興行場及び仮設興行場に係るものを除く。
--------------------	-------------------	-------	----	--	--	-----------------------------

別表生活環境文化部自然保護課鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）の項及び生活環境文化部自然保護課鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）の項を削り、同表生活環境文化部自然保護課温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）の項中「秋田県自然環境保全審議会」を「秋田県環境審議会」に改め、同表生活環境文化部自然保護課自然公園法（昭和三十三年法律第百六十一号）の項第一号中「第15条第2項」を「第10条第2項」に改め、同項第二

号中「第17条第3項」を「第13条第3項」に改め、同項第三号中「第18条第3項」を「第14条第3項」に改め、同表生活環境文化部自然保護課秋田県立自然公園条例（昭和三十三年秋田県条例第三十八号）の項第一号中「第14条第2項」を「第9条第2項」に改め、同項第二号中「第19条第1項」を「第15条第1項」に改め、同表生活環境文化部自然保護課秋田県立自然公園条例施行規則（昭和三十八年秋田県規則第二十六号）の項の次に次のように加える。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）	1 第9条の施行に関する事務	地域振興局	7			
	(1) 愛がん飼養のための鳥獣の捕獲の許可	自然保護課	7			
	(2) 有害鳥獣及び愛がん飼養以外の鳥獣の捕獲等の許可	自然保護課	7			
	2 第19条の施行に関する事務					
	(1) 登録票の交付（第3項）	地域振興局	7			
	(2) 登録票の再交付（第6項）	地域振興局	7			
	3 鳥獣保護区特別保護地区内における工作物の設置等の許可（第29条第7項）	自然保護課	3	地域振興局	7	



(平成 8 年政令第 213 号)

別表農林水産部水産漁港課海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成八年農林水産省令第三十一号）の項を削り、同表農林水産部水産漁港課秋田県漁港管理条例（昭和四十四年秋田県条例第十六号）の項中「森林整備事務所」を「地域振興局」に改め、同表農林水産部秋田アキ振興課の項中「森林整備事務所」を「地域振興局」に改め、同表農林水産部森林整備課鳥獣保護及狩猟二関スル法律の項及び鳥獣

保護及狩猟二関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）の項を削り、同表農林水産部森林整備課森林法の項及び農林水産部森林整備課林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）の項中「森林整備事務所」を「地域振興局」に改め、同項の次に次のように加える。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

1 第 9 条の施行に関する事務	地域振興局	7			
	森林整備課	1			県外居住者の許可証等に限る。
2 第 24 条の施行に関する事務	地域振興局	1			県内居住者の許可証等に限る。
	地域振興局	3			
(1) 販売禁止鳥獣等の販売の許可（第 1 項）	森林整備課	1			県外居住者の許可証に限る。
	地域振興局	1			県内居住者の許可証に限る。
3 第 43 条の施行に関する事務					
	森林整備課	8			

(2) 狩猟免状の交付  4 狩猟免状の再交付(第46条第2項)  5 狩猟者の登録(第55条第1項)  6 狩猟者登録証及び狩猟者記章の再交付(第61条第5項)	地域振興局	8				県外居住者の免状に限る。
	森林整備課	1				県内居住者の免状に限る。
	地域振興局	1				県内居住者の免状に限る。
	森林整備課	8				県外居住者に係る登録に限る。
	地域振興局	8				県内居住者に係る登録に限る。
	森林整備課	1				県外居住者に係る登録に限る。
地域振興局	1				県内居住者に係る登録に限る。	

別表農林水産部森林整備課県営林に関する条例(昭和三十八年秋田県条例第十四号)の項及び農林水産部森林整備課県営林に関する条例施行規則(昭和五十二年秋田県規則第十三号)の項中「総合農林事務所」を「地域振興局」に改める。  
別表農林水産部の項中の欄中「水田総合利用推進課」を「水田総合利用課」に改める。

別表産業経済労働部産業経済政策課商工会議所法(昭和二十八年法律第四百三十三号)の項第一号から第三号までの規定中「地方部」を「地域振興局」に改め、同項第四号中「産業経済政策課」を「地域振興局」に改め、同表産業経済労働部産業経済政策課商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)の項第一号から第四号までの規定中

「地方部」を「地域振興局」に改め、同項第五号中「産業経済政策課」を「地域振興局」に改め、同項第六号中「地方部」を「地域振興局」に改め、同表産業経済労働部産業経済政策課秋田県民間事業者による設備投資の促進のための臨時措置に関する条例(平成十一年秋田県条例第十三号)の項及び産業経済労働部商工業振興課の項中「地方部」を「地域振興局」に改め、同表産業経済労働部労働政策課職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)の項第三号中「県立専門学校」を「職業能力開発校」に改め、同表産業経済労働部労働政策課障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第五十二号)の項を次のように改める。

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)	1 障害者雇用支援センターの指定(第9条の12第1項)	労働政策課	30			
--------------------------------	-----------------------------	-------	----	--	--	--



2	障害者就業・生活支援センターの指定 (第9条の18)	労働政策課	30		
---	-------------------------------	-------	----	--	--

別表建設交通部建設管理課国有財産法(昭和二十二年法律第七十三号)の項、建設交通部建設管理課建設業法(昭和二十四年法律第百号)の項、建設交通部建設管理課土地改良法の項及び建設交通部建設管理課都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の項中「建設事務所」を「地域振興局」に改め、同表建設交通部建設管理課特別措置法施行令(昭和三十一年政令第四十三号)の項中「第18条の5第1項」を「第8条の5第10項」に改め、同表建設交通部建設管理課浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の項、建設交通部建設管理課秋田県法定外公共用財産の使用等に関する条例(平成十二年秋田県条例第九十七号)の項及び建設交通部建設管理課建設工事に係る

資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)の項中「建設事務所」を「地域振興局」に改め、同表建設交通部都市計画課土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の項第一号から第七号まで及び第十号から第十三号までの規定中「建設事務所」を「地域振興局」に改め、同項第十四号及び第十五号中「土木事務所」を「地域振興局」に改め、同項第十六号中「建設事務所」を「地域振興局」に改め、同項第十八号中「建設事務所」を「地域振興局」に改め、同号を同項第二十号と同一項第十七号中「建設事務所」を「地域振興局」に改め、同号を同項第十九号と同一項第十六号の次に次の二号を加える。

17	市街地再開発事業区内に定められるべき宅地の指定等(第85条の3第4項)	都市計画課	15	地域振興局	7	
18	高度利用推進区内に定められるべき宅地の指定等(第85条の4第5項)	都市計画課	15	地域振興局	7	

別表建設交通部都市計画課租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の項中「第31条の2第2項第10号人、第62条の3第4項第10号人」を「第31条の2第2項第11号人、第62条の3第4項第11号人」に、「建設事務所」を「地域振興局」に改め、同表建設交通部都市計画課流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)の項、建設交通部都市計画課都市計画法の項、建設交通部都市計画課風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年秋田県条例第二十一号)の項及び建設交通部都市計画課風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(昭和四十五年秋田県規則第三十六号)の項中「建設事務所」を「地域振興局」に改め、同表建設交通部都市計画課秋田県屋外広告物条例(昭和四十九年秋田県条例第二十号)の項第一号及び第二号中「建設事務所」を「地域振興局」に改め、同項第四号中「第20条第1項第3号」を「第20条第1項第4号」に、「建設事務所」を「地域振興局」に改め、同表建設交通部都市計画課都市緑地保全法(昭和四十八年法律第七十九号)の項中「建設事務所」を「地域振興局」に改め、同表建設交通部都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)の項及び建設交通部都市計画課秋田県立都市公園条例(昭和五十年秋田県条例第七号)の項中「都市計画課」を「地域振興局」に改め、同表建設交通部下水道課の項、建設交通部道路建設課の項及び建設交通部道

路環境課道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の項中「建設事務所」を「地域振興局」に改め、同表建設交通部道路環境課の項中「(昭和二十七年法律第80号)」を削り、同表建設交通部河川課公有水面埋立法の項、建設交通部河川課公有水面埋立法施行令の項、建設交通部河川課水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)の項及び建設交通部河川課海岸法の項中「建設事務所」を「地域振興局」に改め、同表建設交通部河川課河川法(昭和二十九年法律第百六十七号)の項第一号及び第二号中「建設事務所」を「地域振興局」に改め、同項第三号から第七号までの規定中「建設事務所」を「地域振興局」に改め、同項第八号中

「地域振興局」に改め、同項第八号中	建設事務所	5	を	地域振興局
「建設事務所」	ダム管理事務所	5		
「建設事務所」	建設事務所	10		
「建設事務所」	建設事務所	7		
「建設事務所」	建設事務所	5		
「建設事務所」	建設事務所	7		



<p>16 建築物の敷地の最低限度が定められた場合の適用除外の許可（第53条の2第1項第3号、第4号）</p>	<p>建築住宅課</p>	<p>55</p>	<p>地域振興局</p>	<p>5</p>	<p>建築審査会への諮問に要する期間を含む。</p>
---	--------------	-----------	--------------	----------	----------------------------

民衆建設局建築課主任建築師兼課長（昭和三十五年中央建設四一四）の昭和三十七年及び三十八年中「建設事務所」や「地域振興局」又は「昭和三十九年中「許可」や「認定」又は「昭和三十九年中「建設事務所」や「地域振興局」又は「昭和三十九年中「延べ面積の敷地面積に対する割合等」や「容積率等」及び「建設事務所」や「地域振興局」又は「昭和三十九年中「延べ面積の敷地面積に対する割合等」や「容積率等」及び「建設事務所」

<p>22 第68条の3の施行に関する事務</p>					
<p>(1) 再開発等促進区域等の建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定（第1項）</p>	<p>地域振興局</p>	<p>15</p>			
<p>(2) 再開発等促進区域等の建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る認定（第2項）</p>	<p>地域振興局</p>	<p>15</p>			
<p>(3) 再開発等促進区域等の建築物の高さの制限を受けない建築物の認定（第3項）</p>	<p>地域振興局</p>	<p>15</p>			
<p>(4) 再開発等促進区域等の建築物の各部分の高さの制限を受けない建築物の許可（第4項）</p>	<p>建築住宅課</p>	<p>55</p>	<p>地域振興局</p>	<p>5</p>	<p>建築審査会への諮問に要する期間を含む。</p>
<p>23 地区計画等の区域の公共施設の整備状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定（第68条の4）</p>	<p>地域振興局</p>	<p>15</p>			
<p>24 高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域の建築物の各部分の高さの制限を受けない建築物の認定（第68条の5の2第2項）</p>	<p>地域振興局</p>	<p>15</p>			
<p>25 第68条の5の4の施行に関する事務</p>					
<p>(1) 区域の特性に応じた建築物の整備を誘導する地区計画の区域の建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定（第1項）</p>	<p>地域振興局</p>	<p>15</p>			
<p>(2) 区域の特性に応じた建築物の整備を誘導する地区計画の区域の建築物の各部分の高さの制限を受けない建築物の認定（第2項）</p>	<p>地域振興局</p>	<p>15</p>			



(1) 同一敷地内建築物以外の建築物の建築の認定(第1項)	地域振興局	7			
(2) 同一敷地内の認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの制限を受けない建築物の許可(第2項)	建築住宅課	55	地域振興局	5	建築審査会への諮問に要する期間を含む。
(3) 公告許可対象区域内の同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可(第3項)	建築住宅課	55	地域振興局	5	建築審査会への諮問に要する期間を含む。

別表建設交通部建築住宅課建築基準法施行令(昭和二十五年政令第338号) ———— の項を次のように改める。

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)	第131条の2の施行に関する事務				
	(1) 計画道路及び予定道路を前面道路とみなす特例の認定(第2項)	地域振興局	15		
	(2) 壁面線又は壁面の位置の制限の特例の認定(第3項)	地域振興局	15		

別表建設交通部建築住宅課秋田県建築基準条例(昭和三十五年秋田県条例第二十七号)の項中「第1条の3」を「第3条」に、「建設事務所」を「地域振興局」に改め、同表建設交通部建築住宅課建築基準法施行細則(昭和四十七年秋田県規則第四十四号)の項及び建設交通部建築住宅課建築士法(昭和二十五年法律第二百一十号)の項中「建設事務所」を「地域振興局」に改め、同表建設交通部建築住宅課建築士法施行細則(昭和二十五年秋田県規則第二十九号)の項第一号及び第二号中「建設事務所」を「地域振興局」に改め、同項第三号を削り、同表建設交通部建築住宅課宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の項第一号から第四号までの規定中「建設事務所」を「地域振興局」に改め、同項第五号中「罰金」を「罰金」に、「建設事務所」を「地域振興局」に改め、同項第六号及び第七号中「建設事務所」を「地域振興局」に改め、同表建設交通部建築住宅課宅地建物取引業法施行規則(昭和三十一年建

設省令第十二号)の項中「建設事務所」を「地域振興局」に改め、同表建設交通部建築住宅課租税特別措置法の項中「第31条の2第2項第1号二、第62条の3第4項第1号二」を「第31条の2第2項第12号二、第62条の3第4項第12号二」に、「建設事務所」を「地域振興局」に改め、同表建設交通部建築住宅課宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)の項、建設交通部建築住宅課高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第四十四号)の項、建設交通部建築住宅課建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第四十三号)の項及び建設交通部建築住宅課密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項中「建設事務所」を「地域振興局」に改め、同項の次に次のように加える。

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例		1 特定生活関連施設の新築等の協議(第22条第1項)	地域振興局	21			
		2 特定生活関連施設の完了の検査(第24条第1項)	地域振興局	7			
秋田県営住宅条例(平成14年秋田県条例第32号)		1 入居の許可(第11条)	建築住宅課	50			秋田市、男鹿市及び天町に設置された県営住宅等に係る事務については建築住宅課において処理し、その他の市町村に設置された県営住宅等に係る事務については地域振興局において処理する。
		2 県営住宅の駐車場の使用の許可(第45条第1項)	地域振興局	20			
		3 社会福祉法人等の県営住宅の使用の許可(第49条第2項)	建築住宅課	4			
			地域振興局	4			

別表建設交通部建築住宅課秋田県営住宅条例(昭和三十五年秋田県条例第十二号)の項及び建設交通部建築住宅課秋田県営住宅条例施行規則(昭和三十五年秋田県規則第六十号)の項を削り、同表出納局会計課の項中「地方部」を「地域振興局」に改め、同表出納局管財課の項中「(昭和三十二年法律第67号)」を削る。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、別表生活環境文化部自然保護課鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正七年法律第三十二号)の項及び生活環境文化部自然保護課鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第八百八号)の項を削る改正規定、同表生活環境文化部自然保護課秋田県立自然公園条例施行規則(昭和三十八年秋田県規則第二十六号)の項の次に同表生活環境文化部自然保護課鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)の項を加える改正規定、同表農林水産部森林整備課鳥獣保護及狩猟二関スル法律の項及び農林

水産部森林整備課鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第八号)の項を削る改正規定並びに同表農林水産部森林整備課林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)の項の次に同表農林水産部森林整備課鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の項を加える改正規定は同月十六日から、同表生活環境文化部自然保護課温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)の項の改正規定は平成十五年六月一日から施行する。

発行者 秋 田 県  
秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄

購読料金 一月三千五百円

